

## 東浦町地域公共交通会議傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東浦町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、20人とする。

(傍聴席の区分等)

第3条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

2 報道関係者席に入ることができる者は、会長の認める報道関係者に限る。

(傍聴の手続)

第4条 交通会議を傍聴しようとする者は、傍聴申込書により申し込むことにより、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 前項の傍聴の申し込みは、交通会議の開催開始時刻の1時間前から、開催会場において受付を開始し、先着順により決定し、定員になり次第締め切るものとする。

3 傍聴券の交付を受けた者は、当該傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。

4 前条第2項の規定により認められた報道関係者であって、会長から傍聴章の交付を受けたものは、前3項の規定にかかわらず、これを着用することにより傍聴することができる。

(傍聴の禁止)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) ビラ、プラカード、鉢巻き、のぼり等を携帯し、又は着用している者

(3) 会議を妨害し、又は人に迷惑若しくは危害を及ぼすと認められる物（前号に定める物を除く。）を携帯している者

(4) 前3号に定めるもののほか、会長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、交通会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 交通会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 私語、談笑その他の会議の妨害となるような行為をしないこと。

(3) 飲食又は喫煙をしないこと。

(4) みだりに傍聴席を離れないこと。

(5) 携帯電話その他の音を発する機器を使用しないこと。

(6) 会長の許可を得ないで写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。

(7) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退席)

第7条 傍聴人は、交通会議が傍聴を認めない項目を検討するときは、その間退席しなければならない。

(会長の指示)

第8条 傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 会長は、傍聴人がこの要綱の規定に違反するときはこれを制止し、その命令に従わないときは退場させることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。